

平成31年労第155号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年8月31日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成18年4月、Aに雇用され、Bグループに所属し、事務職員として業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成29年11月23日、Cの14階にある展望室から1階まで、幅が狭いらせん階段を時計回りに駆け下りたことにより、右膝に痛みが生じたという。

請求人は、平成30年2月7日、D医療機関に受診したところ、「右内側半月板損傷」と診断された。

- 3 本件は、請求人が右内側半月板損傷は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年2月26日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の傷病名について、請求人は、「右内側半月板損傷であり、右変形性膝関節症ではない。」と主張しているが、診療費請求内訳書及びE医師による平成30年7月25日付け意見書において、MRI検査所見を基に、傷病名は「右内側半月板損傷、右変形性膝関節症」（以下「本件傷病」という。）とされていることから、請求人には、本件傷病が発症したものと認められる。

(2) 請求人は、右膝内側半月板損傷は、平成29年11月23日、Cの14階から1階まで駆け下りたこと（以下「本件作業動作」という。）により発症した旨主張しているので、以下検討する。

ア 請求人によると、本件作業動作当日には右膝に疼痛などの症状はなく、同日から1週間ほど過ぎた頃に右膝に違和感を自覚したと申述しているところ、F医師は、平成30年8月2日付け意見書において、要旨、「本人の申立てにおける発症時には明らかな外傷や誘因となる事象はなく、以前に右変形性膝関節症の診断も受けていることから、原因は労働災害ではなく、加齢変性による内側半月の障害と考える。」と述べている。

イ 請求人の本件作業動作は、階段を下りたという日常動作であり、痛みも本件作業動作時には自覚せず、1週間を経て違和感を自覚したものであることから、本件作業動作によって本件傷病を発症したとは考えられず、F医師の見解は妥当なものであり、是認することができる。

(3) したがって、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものということとはできない。

(4) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、

請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月24日